

熊本県公報

目次

| | | |
|---------------------|-----------|---|
| 臨時種畜検査の実施 | (畜産課) | 一 |
| 指定居宅サービスマニヤ事業所の廃止 | (高齢保健福祉課) | 一 |
| 指定介護療養型医療施設に係る指定の辞退 | () | 二 |
| 有害興行の指定 | (県民生活総室) | 二 |
| 公 告 | () | 二 |
| 開発行為に関する工事の完了 | (建築課) | 二 |
| 〃 | () | 二 |
| 〃 | () | 三 |
| 〃 | () | 三 |
| 〃 | () | 四 |
| 〃 | () | 四 |
| 〃 | () | 五 |
| 〃 | () | 五 |
| 〃 | () | 五 |
| 〃 | () | 六 |
| 〃 | () | 六 |
| 〃 | () | 六 |
| 〃 | () | 六 |
| 〃 | () | 七 |

くまもと・やさしいまちづくり推進協議会第二回計画策定専門委員会の開催
(くまもと・やさしいまちづくり推進協議会) 七

告 示

熊本県告示第八百四十号
 家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第四条第一項第二号に規定する臨時種畜検査を次のとおり実施する。
 平成十三年十一月二日
 熊本県知事 潮谷 義子

- 一 実施の目的
優良な種畜を確保し、家畜の改良増殖を促進するため
- 二 検査対象
家畜改良増殖法第四条第一項第二号に規定する牛の雄、馬の雄及び人工授精に供する豚の雄
- 三 検査の期日及び場所

| 期 日 | 場 所 |
|-------------|---------------------------|
| 平成十三年十一月二十日 | 有限会社新興牧場(球磨郡上村上三千三百一番地の七) |

熊本県告示第八百四十一号
 介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第八十二条の規定により指定居宅介護支援事業所の廃止の届出があった。
 平成十三年十一月二日
 熊本県知事 潮谷 義子

| 事業所の名称及び事業所の所在地 | 事業者名 | 廃止年月日 |
|--|---------|------------|
| ブルーマリン天草指定居宅介護支援事業所 天草郡五和町大字御領九千三百三十三番地 | 医療法人一陽会 | 平成十三年十一月二日 |

口頭による開示請求をすることができる個人情報の一部改正

(教育委員会) 七

| | | |
|--------------------|----------|-------------|
| 指定居宅介護支援事業所ニュー天草病院 | 医療法人天草病院 | 平成十三年十月三十一日 |
| 本渡市太田町二番地の一 | | |

熊本県告示第八百四十二号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第百十三条の規定により、指定介護療養型医療施設の指定の辞退があった。

平成十三年十一月二日

熊本県知事 潮谷 義子

| | | |
|--------------|--------|-------------|
| 施設の名称及び開設の場所 | 開設者の名称 | 指定を辞退する日 |
| 積本外科医院 | 積本 信男 | 平成十三年十月三十一日 |
| 八代市松江町百六十八ー一 | | |

熊本県告示第八百四十三号

熊本県少年保護育成条例(昭和四十六年熊本県条例第三十号)第七条第一項の規定により、少年に有害な興行として、平成十三年十月二十五日次のように指定したので、同条第二項の規定により告示する。

平成十三年十一月二日

熊本県知事 潮谷 義子

| 種 別 | 題 名 | 指 定 理 由 |
|------------|--|----------------------------------|
| 有害指定 映画 | 高校牝教師―汚された性―(新日本映像) 双子座の女(につかつ) 人妻社長秘書 バイブで濡らす(新東宝映画) 踊る乳房(につかつ) 飯場で感じる 女の性(オーピー映画) 美人おしゃぶり教官 肉体秘教習(新日本映像) 美乳ぶるるんソープ(オーピー映画) 巨大バスト99 Dカップの女(につかつ) 未亡人旅館2 女将は寝上手(新東宝映画) 人妻たちの性白書 ―AVに出演した理由― (オーピー映画) | 著しく性的感情を刺激し、少年の健全な育成を阻害するおそれがある。 |

公 告

熊本県公告第七百四十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)に基づき開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十三年十一月二日

熊本県知事 潮谷 義子

- 一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
 菊池郡菊陽町大字津久礼字駄飼代二六〇七番一、同二六〇八番及び同二六〇九番
 二千七百七十七・五二平方メートル
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 阿蘇郡西原村大字布田九九三番地八
 坂本 秀博

熊本県公告第七百四十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)に基づき開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十三年十一月二日

熊本県知事 潮谷 義子

- 一 開発区域は工区に含まれる地域の名称及び面積
 菊池郡泗水町田島字口ノ坪一〇八九番一、同二〇九〇番一、同二〇九〇番二、同二〇九〇番三、同二〇九〇番四、同二〇九〇番五、同二〇九〇番六、同二〇九〇番七、同二〇九〇番八、同二〇九〇番九、同二〇九〇番十、同二〇九〇番十一、同二〇九〇番十二、同二〇九〇番十三、同二〇九〇番十四、同二〇九〇番十五、同二〇九〇番十六、同二〇九〇番十七、同二〇九〇番十八、同二〇九〇番十九、同二〇九〇番二十、同二〇九〇番二十一、同二〇九〇番二十二、同二〇九〇番二十三、同二〇九〇番二十四、同二〇九〇番二十五、同二〇九〇番二十六、同二〇九〇番二十七、同二〇九〇番二十八、同二〇九〇番二十九、同二〇九〇番三十、同二〇九〇番三十一、同二〇九〇番三十二、同二〇九〇番三十三、同二〇九〇番三十四、同二〇九〇番三十五、同二〇九〇番三十六、同二〇九〇番三十七、同二〇九〇番三十八、同二〇九〇番三十九、同二〇九〇番四十、同二〇九〇番四十一、同二〇九〇番四十二、同二〇九〇番四十三、同二〇九〇番四十四、同二〇九〇番四十五、同二〇九〇番四十六、同二〇九〇番四十七、同二〇九〇番四十八、同二〇九〇番四十九、同二〇九〇番五十、同二〇九〇番五十一、同二〇九〇番五十二、同二〇九〇番五十三、同二〇九〇番五十四、同二〇九〇番五十五、同二〇九〇番五十六、同二〇九〇番五十七、同二〇九〇番五十八、同二〇九〇番五十九、同二〇九〇番六十、同二〇九〇番六十一、同二〇九〇番六十二、同二〇九〇番六十三、同二〇九〇番六十四、同二〇九〇番六十五、同二〇九〇番六十六、同二〇九〇番六十七、同二〇九〇番六十八、同二〇九〇番六十九、同二〇九〇番七十、同二〇九〇番七十一、同二〇九〇番七十二、同二〇九〇番七十三、同二〇九〇番七十四、同二〇九〇番七十五、同二〇九〇番七十六、同二〇九〇番七十七、同二〇九〇番七十八、同二〇九〇番七十九、同二〇九〇番八十、同二〇九〇番八十一、同二〇九〇番八十二、同二〇九〇番八十三、同二〇九〇番八十四、同二〇九〇番八十五、同二〇九〇番八十六、同二〇九〇番八十七、同二〇九〇番八十八、同二〇九〇番八十九、同二〇九〇番九十、同二〇九〇番九十一、同二〇九〇番九十二、同二〇九〇番九十三、同二〇九〇番九十四、同二〇九〇番九十五、同二〇九〇番九十六、同二〇九〇番九十七、同二〇九〇番九十八、同二〇九〇番九十九、同二〇九〇番百

- 一、同二二四番一、同二二四番三、同二二五番、同二二八番一、同二二八番二、同二二九番、同二二〇番、同二二二番一、同二二二番三、同二二二番四、同二二三番、同二二四番、同二二五番一、同二二六番、同二二七番一、同二二七番二、同二二八番、同二二九番一、同二二九番二、同二二九番三、同二三三番、同字野添二二三三番一、同二三三番二、同二三三番三、同二二五三番、同二二五四番、同二二五五番一、同二二五五番二、同二二五八番一、同二二五八番二、同二二五八番三、同二二五八番四、同二二五八番五、同二二五八番六、同二二六八番一、同二二六八番二、同二二六八番三、同二二六八番四、同二二七〇番一、同二二七〇番二、同二二七二番一、同二二七二番二、同二二七二番三、同二二七四番、同二二七五番、同二二七六番、同二二七七番、同二二七八番、同二二七九番、同二二八〇番、同二二八一番、同二二八二番、同二二八三番、同二二八四番、同二二八五番、同二二八六番、同二二八七番、同二二八八番、同二二八九番、同二二九〇番、同二二九一番、同二二九二番、同二二九三番、鹿本郡植木町平井字南無田一八九番及び里道、水路並びに町道
- 二 十五万六千七百七十二・二九平方メートル

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 菊池郡泗水町大字福本三八三番地
 泗水町土地開発公社

熊本県公告第七百四十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十三年十一月二日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 一 開発区域は工区に含まれる地域の名称及び面積
 菊池郡西合志町大字野々島字前原二二九〇番八
 四百六十・〇〇平方メートル
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 熊本市水前寺五丁目一番三〇号
 緒方 俊弘

熊本県公告第七百四十三号

次のとおり県有林立木を公売する。
 平成十三年十一月二日

熊本県知事 潮 谷 義 子

一 物件の所在及び数量

- 1 主伐 球磨郡球磨村公有林野県行造林茂田団地（五三年生）
 すぎ 三百二十三本 百五十四・二一立方メートル
 ひのき 八千三百三十七本 二千八百九十二・四五立方メートル
 計 八千六百六十六本 三千四十六・六六立方メートル
 - 2 間伐 水俣市県設模範林正千山団地
 すぎ 百二十一本 四十・〇一立方メートル
 ひのき 三千五百九十五本 八百九・八八立方メートル
 計 三千七百十六本 八百四十九・八九立方メートル
 - 3 間伐 菊池郡大津町公有林野県行造林真木団地（六五年生）
 ひのき 三千二百十八本 八百六十六・九九立方メートル
 - 4 間伐 阿蘇郡高森町御大礼記念模範林清栄山団地（四一、五一年生）
 すぎ 六百七十三本 二百九十八・五八立方メートル
 ひのき 百一十一本 四十九・三五立方メートル
 計 七百八十四本 三百八十七・九三立方メートル
 - 5 間伐 阿蘇郡高森町御大礼記念模範林黒岩団地（五四年生）
 すぎ 千七十四本 五百六十三・〇〇立方メートル
 - 6 間伐 阿蘇郡高森町御大礼記念模範林祭場団地（五四年生）
 すぎ 千八百八十八本 千七十一・三四立方メートル
 - 7 間伐 阿蘇郡蘇陽町講和記念造林猿丸団地（四六年生）
 ひのき 三百三十七本 百四十二・〇七立方メートル
 - 8 間伐 阿蘇郡産山村公有林野県行造林北葛崎団地（七二年生）
 ひのき 三百六十七本 二百二十二・七二立方メートル
 - 9 間伐 球磨郡球磨村公有林野県行造林夫婦岩団地（四二年生）
 ひのき 二千五百八十本 五百三十八・〇六立方メートル
- 二 入札資格者
 熊本県木材業者及び製材業者登録条例（昭和三十四年熊本県条例第三十六号）の基づく木材業の登録をしているものとする。
- 三 入札及び開札の日時及び場所
 1 日時 平成十三年十一月十六日（金曜日）午前十一時入札 即時開札

- 2 場所 熊本市水前寺六丁目一八番一号 熊本県庁行政棟本館二階入札室
- 四 入札保証金

入札見積金額の百分の五以上を納入するものとする。(現金又は銀行支払保証小切手とする。落札者が契約を締結しないときは、入札保証金は熊本県に帰属する。)
- 五 無効入札に関する事項

入札に参加する資格のない者のした入札及び入札に関する事項等に違反した入札は、無効とする。
- 六 契約締結期限

契約締結の期限は、平成十三年十一月二十二日とする。
- 七 契約保証金

契約金額の百分の十以上を納入するものとする。
- 八 現場説明の日時及び場所
 - 1 菊池郡大津町真木団地 平成十三年十一月五日(月曜日)午後一時三十分 大津町「道の駅大津」前
 - 2 球磨郡球磨村茂田団地及び夫婦岩団地 平成十三年十一月八日(木曜日)午前十時 球磨村「渡駅」前
 - 3 阿蘇郡高森町黒岩団地、清栄山団地及び祭場団地 平成十三年十一月六日(火曜日)午前十時 高森町「阿蘇郡森林組合高森支所」前
 - 4 水俣市正千山団地 平成十三年十一月九日(金曜日)午後一時三十分 水俣市「葛渡小学校」前
 - 5 阿蘇郡蘇陽町猿丸団地 平成十三年十一月六日(火曜日)午後三時 蘇陽町「高森峠トンネル」入口
 - 6 阿蘇郡産山村北葛崎団地 平成十三年十一月五日(月曜日)午前十時 産山村「うぶやま牧場」駐車場
- 九 注意事項
 - 1 入札希望者は、当該物件を熟覧し、熊本県会計規則(昭和六十年熊本県規則第十一号)及び熊本県国有林立木等売却代金の延納に関する規則(昭和三十二年熊本県規則第五十一号)を承知のうえ入札すること。
 - 2 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の五パーセントに相当する額(一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
 - 3 郵便による入札は、認めない。

- 4 入札当日は、木材業者登録証を持参すること。
- 5 詳細については、熊本県林務水産部森林整備課県有林係又は最寄りの熊本県地域振興局農林部林務課若しくは、森林保全課に問い合わせること。

熊本県公告第七百四十四号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により熊本市から意見書の提出があったので、同法第八条第三項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成十三年十一月二日

熊本県知事 潮 谷 義 子

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

二〇二〇堂楠店

熊本市龍田八丁目一五七五

二 市町村意見の概要

届出に対する意見はないが、設置者は、変更後においても、当該大規模小売店舗が周辺地域の生活環境に与える影響について十分な注意を払い、生活環境上の問題が生じた場合は、地域住民の理解を得ながら対策を講じるなど誠意を持って必要な措置をとるよう努めること。

三 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

熊本県商工観光労働部商工政策課

平成十三年十一月二日から平成十三年十二月一日まで

熊本県公告第七百四十五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により熊本市から意見書の提出があったので、同法第八条第三項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成十三年十一月二日

熊本県知事 潮 谷 義 子

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

二〇二〇堂田迎店

熊本市出仲間七丁目三三三五

二 市町村意見の概要

届出に対する意見はないが、設置者は、変更後においても、当該大規模小売店舗が周辺地域の生活環境に与える影響について十分な注意を払い、生活環境上の問題が生じた場合は、地域住民の理解を得ながら対策を講じるなど誠意を持って必要な措置をとるよう努めること。

三 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課
平成十三年十一月二日から平成十三年十二月一日まで

熊本県公告第七百四十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により熊本市から意見書の提出があつたので、同法第八条第三項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成十三年十一月二日

熊本県知事 潮 谷 義 子

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

二 二コ堂帯山店

熊本市三郎一丁目一三

二 市町村意見の概要

届出に対する意見はないが、設置者は、変更後においても、当該大規模小売店舗が周辺地域の生活環境に与える影響について十分な注意を払い、生活環境上の問題が生じた場合は、地域住民の理解を得ながら対策を講じるなど誠意を持って必要な措置をとるよう努めること。

三 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課
平成十三年十一月二日から平成十三年十二月一日まで

熊本県公告第七百四十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により熊本市から意見書の提出があつたので、同法第八条第三項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成十三年十一月二日

熊本県知事 潮 谷 義 子

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

二 二コ堂桜木店

熊本市花立三十四一

二 市町村意見の概要

届出に対する意見はないが、設置者は、変更後においても、当該大規模小売店舗が周辺地域の生活環境に与える影響について十分な注意を払い、生活環境上の問題が生じた場合は、地域住民の理解を得ながら対策を講じるなど誠意を持って必要な措置をとるよう努めること。

三 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課
平成十三年十一月二日から平成十三年十二月一日まで

熊本県公告第七百四十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により熊本市から意見書の提出があつたので、同法第八条第三項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成十三年十一月二日

熊本県知事 潮 谷 義 子

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

熊本木材商業施設

熊本市萩原町一八番地ほか

二 市町村意見の概要

届出に対する意見はないが、設置者は、変更後においても、当該大規模小売店舗が周辺地域の生活環境に与える影響について十分な注意を払い、生活環境上の問題が生じた場合は、地域住民の理解を得ながら対策を講じるなど誠意を持って必要な措置をとるよう努めること。

三 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課
平成十三年十一月二日から平成十三年十二月一日まで

熊本県公告第七百四十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により熊本市か

ら意見書の提出があつたので、同法第八条第三項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成十三年十一月二日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ヤマダ電機テックランド熊本本店
熊本市帯山七丁目八〇七―一ほか
- 二 市町村意見の概要

届出に対する意見はないが、設置者は、変更後においても、当該大規模小売店舗が周辺地域の生活環境に与える影響について十分な注意を払い、生活環境上の問題が生じた場合は、地域住民の理解を得ながら対策を講じるなど誠意を持って必要な措置をとるよう努めること。

- 三 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

熊本県商工観光労働部商工政策課

平成十三年十一月二日から平成十三年十二月一日まで

熊本県公告第七百五十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により熊本市から意見書の提出があつたので、同法第八条第三項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成十三年十一月二日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ヤマダ電機テックランド熊本本店
熊本市馬渡一―二〇
- 二 市町村意見の概要

届出に対する意見はないが、設置者は、変更後においても、当該大規模小売店舗が周辺地域の生活環境に与える影響について十分な注意を払い、生活環境上の問題が生じた場合は、地域住民の理解を得ながら対策を講じるなど誠意を持って必要な措置をとるよう努めること。

- 三 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

熊本県商工観光労働部商工政策課

平成十三年十一月二日から平成十三年十二月一日まで

熊本県公告第七百五十一号

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、特定非営利活動促進法（平成十一年法律第七号）第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十三年十一月二日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 一 申請年月日
平成十三年十月一日
- 二 名称

特定非営利活動法人ともにある会

- 三 代表者の氏名

松村 忠彦

- 四 主たる事務所の所在地

熊本県熊本市大江五丁目一番地十五号 熊本市福祉センター希望荘内

- 五 定款に記載された目的

この法人は、障害者及びその家族が抱える諸問題について、専門的な知識、技能及び独自のネットワークを活用して、相談者が抱える諸問題の最終的な解決を図り、障害者自立支援及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

熊本県公告第七百五十二号

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定に基づき、熊本県医療労働組合連合会執行委員長から平成十三年十月二十五日付けで次のとおり争議行為を行う旨通知があつたので、同法施行令第十条の第四項の規定により公表する。

平成十三年十一月二日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 一 争議行為の目的
賃上げ、人員増等の九項目の要求獲得
- 二 争議行為の日時
平成十三年十一月七日から目的を実現するまでの間の連日又は短時間
- 三 争議行為の種類
救急外来患者及び入院中の重症患者のために最低必要な保安要員若干名を除く全組合員又は一部組合員による業務停止をはじめとするすべての争議行為

- 四 争議行為を行う場所

- 医療法人芳和会 くわみず病院（熊本市神水一丁目一四一四一）
- 医療法人芳和会 本務事務所（熊本市神水一丁目一四一四一）
- 医療法人芳和会 ぼっぼ保育所（熊本市水前寺二丁目二十一十二）
- 医療法人芳和会 平和クリニック（熊本市本荘二丁目一五一一八）
- 医療法人芳和会 楠クリニック（熊本市龍田上立田一六八九一）
- 医療法人芳和会 菊陽病院（菊池郡菊陽町原水五五八七）
- 医療法人芳和会 菊陽ぼっぼ保育所（菊池郡菊陽町原水五五八七）
- 医療法人芳和会 水俣協立病院（水俣市桜井町二丁目二二二）
- 医療法人芳和会 水俣協立理学クリニック（水俣市桜井町二丁目二二二）
- 医療法人芳和会 八代中央クリニック（八代市永碓町一三六一）
- 有限会社健康共同ファルマ ひまわり薬局（熊本市神水二丁目二二一六）
- 有限会社健康共同ファルマ コスモス薬局（熊本市龍田上立田一六九一一）
- 有限会社健康共同ファルマ さくら薬局（水俣市桜井町二二二一四）
- 有限会社健康共同ファルマ たんぼ薬局（菊池郡菊陽町原水五五八七）
- 医療法人ピネル会 ピネル記念病院（熊本市佐土原一丁目八一三三）

登 載 依 頼

熊本県教育委員会告示第五号

熊本県個人情報保護条例（平成十二年熊本県条例第六十六号）第二十二条第一項の個人情報等を次のとおり定めたので、熊本県教育委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規則（平成十三年熊本県教育委員会規則第二十四号）第十条第一項の規定により告示する。

平成十三年十一月二日

熊本県教育委員会委員長 今村潤子

| 項目 | 開示を行う個人情報の名称 | 開示する内容 | 開示の期間 | 開示を行う場所 |
|---------------------------|-------------------|-------------|-------------------------------------|----------------|
| 口頭による開示請求をすることができる個人情報の開示 | 熊本県立高等学校入学者選抜学力検査 | 教科別得点及び合計得点 | 全日制二次募集合格発表日の翌日から一月 | 学力検査を受けた県立高等学校 |
| 口頭による開示請求により個人情報の開示を行う場合 | | | ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。 | |

くまもと・やさしいまちづくり推進協議会公告第一号
くまもと・やさしいまちづくり推進協議会・第二回計画策定専門委員会を、次のとおり開催します。

なお、当委員会の傍聴手続は、次のとおりです。

平成十三年十一月二日

くまもと・やさしいまちづくり推進協議会・計画策定専門委員会委員長 良永彌太郎

一 開催日時

平成十三年十一月八日（木）

午後一時半から午後三時半まで

二 開催場所

熊本市水前寺二丁目三十三三十八

水前寺共済会館 一階 芙蓉

三 議題

1 第一回計画策定専門委員会の意見について

2 高齢者や障害者にやさしいまちづくり推進計画（仮称）素案について

3 その他

四 傍聴者の定員

二十人

五 傍聴手続

平 平 発
成 成 行
十 十 所
三 三 熊
年 年 十
十 十 一
二 二 月
月 月
二 二 本
日 日
発 印
行 刷
行 県

- 1 傍聴希望者は、委員会の開催予定時刻までに、当該委員会の会場において、くまもと・やさしいまちづくり推進協議会事務局の許可を得た上で、入室できます。
 - 2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- 六 問い合わせ先

熊本市水前寺六丁目十八ー一
くまもと・やさしいまちづくり推進協議会事務局
(熊本県健康福祉部健康福祉政策課やさしいまちづくり班)
(電話〇九六ー三八三ー一一ー 内線七〇二四)

印刷所

熊本市国府四丁目一〇一
株式会社 秀巧社
電話(代)〇九六ー二八六ー三三二番



古紙配合率100%